

船舶運航管理令の一部を改正する政令案要綱

現在船舶運管会に期間より船の形式で貸し渡さなければならぬこととなつてゐる総トン数百トン以上の鋼製船舶のうち、総トン数八百トン未満のものをはずし自由に運航し得ることとする。

このため、第十條等について所要の改正を行う。

政令第 号

船舶運航管理令の一部を改正する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

船舶運航管理令（昭和二十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七條の見出を「（私人が船舶を貨物船又は漁船の用途に使用する場合）」に改める。

第七條第一項を次のように改め、同條第二項及び第三項中「水産局長官」を「貨物船については海運局長、漁船については水産局長官」に改める。私人は、漁船である船舶又は総トン数八百トン未満の貨物船である船舶については、その所有に属するもの又は借受（期間より船を含む。）をしたものをもつばらそれぞれ漁船又は貨物船の用途にみずから使用するときに限り、これを使用することができらる。

第十三條第一項中「総トン数百トン以上の鋼製船舶」を「総トン数八百トン以上の鋼製船舶」に、「第二條第一項、第四條第一項及び第七條第一項に掲げる用途に使用する船舶」を「第二條第一項、第四條第一項に掲げる用途に使用する船舶、第七條第一項の規定により漁船として使用する船舶」に改める。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

連合國軍最高司令官の指令により、総トン数八百トン未満の貨物船である船舶について、船舶運営会との期間より、船契約の強制を解除するため船舶運航管理令を改正する必要があるからである。これがこの政令案を提出する理由である。

裏面白紙

# 運輸公報 号外

昭和二十四年一月二十六日(水曜日)

## 法令

船舶運航管理令をここに公布する。

### 御名 御璽

昭和二十四年一月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第二十六号(昭和二十四年一月二十六日官報号外)

船舶運航管理令

内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基き、この政令を制定する。

#### 第一章 期間、船契約の締結を要しない船舶

##### 第一節 総トン数百トン以上の鋼製船舶等

###### (船舶の定義)

第一條 この節において「船舶」とは、総トン数百トン(総トン数の定めない船については長さ二十五メートル)以上の鋼製の船、撈揚力十五トン以上の起重機船及び浮ドックをいう。

(國又は地方公共団体が船舶を使用する場合)

第二條 國又は地方公共団体は、左の各号の一に掲げる用途に適合する構造又は設備を有し、且つ、その所有に属する船舶については、もつばら当該用途にみずから使用するときを限り、これを使用することができる。但し、運輸大臣が船運送のために船名を指定して告示した船舶については、船舶運営会がその運航を統制するものとする。

- 一 漁業取締用
- 二 漁業調査用
- 三 漁業練習用
- 四 ケーブル敷設用
- 五 氣象観測用
- 六 航海練習用

運輸公報

- 七 汚物処理用
- 八 引船用
- 九 救難用
- 十 しゆんせつ用
- 十一 砕氷用
- 十二 海上保安廳用
- 十三 鉄道連絡船用
- 十四 營林局監視船用
- 十五 起重機船用
- 十六 パーチ用

2 前項の場合において國又は地方公共団体の当該機關は、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、第一号様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、國有財産法(昭和二十二年法律第七十三号)第三條に規定する普通財産である船舶については、一時使用の許可を受けたもの又は貸付を受けたものを除いては、これを使用することができない。

第三條 國又は地方公共団体が、前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。

2 國又は地方公共団体が、この政令施行の際現に前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しているときは、この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、その使用を継続することができる。その期間内に当該機關が前項の申請書を提出した場合において、その申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまでの期間についても同様である。

###### (私人が船舶を使用する場合)

第四條 國又は地方公共団体以外の者(以下私人という)は、左の各号の一に掲げる用途に適合する構造又は設備を有し、且つ、その所有に属する船舶について

- 一 ケーブル敷設用
- 二 救難用
- 三 引船用
- 四 しゆんせつ用
- 五 汚物処理用
- 六 ちりすて用
- 七 パーチ用
- 八 旅客運送用(運輸大臣が告示で定める範囲のものに限る。)
- 九 船舶修理工作用
- 十 起重機船用
- 十一 浮ドック用

2 前項の場合においては、その者は、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、第一号様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

第五條 私人が、前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。

2 私人が、この政令施行の際現に前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しているときは、この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、その使用を継続することができる。その期間内に前項の申請書を提出した場合において、その申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまでの期間についても同様である。

第六條 第二條第一項若しくは第四條第一項の規定により使用する船舶又は第三條第一項若しくは第五條第一項の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶の譲渡、貸渡(期間、船を含む、以下同じ。)

###### (変更の報告)

第六條 第二條第一項若しくは第四條第一項の規定により使用する船舶又は第三條第一項若しくは第五條第一項の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶の譲渡、貸渡(期間、船を含む、以下同じ。)

若しくは引渡をし、又はその構造、設備若しくは使用法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、第三号様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

(私人が船舶を漁船として使用する場合)  
第七條 私人は、漁船である船舶については、その所有に属するもの又は借受(期間、よう船を含む)をしたものをもつばら漁船としてみずから使用するときに限り、これを使用することができる。

2 前項の場合においてその者は、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、第一号様式による報告書を水産廳長官を経由して運輸大臣に提出しなければならない。

3 第一項の船舶の譲渡、貸渡若しくは引渡をし、又はその構造、設備若しくは使用方法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、第三号様式による報告書を水産廳長官を経由して運輸大臣に提出しなければならない。

4 第二項に規定する報告書の提出の方法は、運輸大臣が定める。

(経過規定)  
第八條 前二條第二項、第四條第二項又は前條第二項の規定の適用に関しては、船舶がこの政令施行の際現に当該用途に使用されている場合にあつては、当該船舶の使用を開始した日とあるのはこの政令施行の日とする。

第二節 木製船舶及び総トン数百トン未満の鋼製船舶等

(船舶の定義)  
第九條 この節において「船舶」とは、総トン数五トン以上の木製船舶、総トン数五トン以上百トン未満の鋼製船舶及び撈揚力十五トン未満の起重機船をいう。

(準用規定)  
第十條 國又は地方公共団体が、船舶を使用するときは、第二條、第三條、第六條及び第八條の規定を準用する。この場合においては、第二條第一項第十六号の次に次の四号を加えて讀むものとする。

十七 税関監視船用

十八 水上警察用

十九 海運局雑役用

二十 ちりすて用

2 私人が、船舶を漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用するときは、第四條から第六條まで及び第八條の規定を準用する。

3 私人が、総トン数百トン以上の木製船舶を漁船として使用するときは、第七條及び第八條の規定を準用する。

4 前三項の場合においては、第二條から第七條までの規定中「三十日」とあるのは「六十日」と讀み替へるものとする。

5 第一項から第三項までの規定による報告書又は申請書の提出は、これを提出すべき者の主たる事務所所在地を管轄する海運局を経由しなければならない。

(船舶の報告)  
第十一條 船舶を所有する私人は、毎年第四号様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。但し、前條第二項又は第三項に規定する場合は、この限りでない。

2 前項の報告書の記載事項に変更があつたときは、その事由が発生した日から六十日以内に、その旨を記載した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

3 前二項に規定する報告書の提出の方法は、運輸大臣が定める。

(漁船に関する除外規定)  
第十二條 漁船登録規則(昭和二十二年總理廳令第五号)が効力を有する間は、漁船である船舶の報告については、前二條の規定を適用せず漁船登録規則により報告書を提出するものとする。

第二章 期間、よう船契約の締結を要する船舶(期間、よう船契約)  
第十三條 総トン数百トン以上の鋼製船舶(國有財産法第三條に規定する普通財産であつて一時使用を許可してないもの又は貸付をしてないものを除く)は、その身分を示す紙票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第五節 罰則

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項(第十條第二項)において準用する場合を含む)の規定に違反した者

二 第十三條第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第二十八條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第四條第二項、第六條(これらの規定を第十條第二項において準用する場合を含む)又は第七條第二項若しくは第三項(第十條第三項)において準用する場合を含む)の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者

二 第二十六條第一項の規定に基き当該官吏の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十九條 前二條の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第三十條 第十一條第一項又は第二項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十七條、第二十八條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

附則  
この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(様式は四一八頁に掲げる。)

農林大臣 周東 英雄

運輸大臣 小澤佐重吉

内閣總理大臣 吉田 茂

- A (1) 船名 \_\_\_\_\_ (2) スカジヤツプ番号 \_\_\_\_\_ (3) 旧船名 \_\_\_\_\_  
 (4) 所有者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_  
 (5) 使用者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_  
 (6) 船舶の種類(官公署特殊船、私人特殊船、漁船の別) \_\_\_\_\_  
 (7) 用途 \_\_\_\_\_ (8) 船質(鋼製、木製の別) \_\_\_\_\_  
 (9) 船型 \_\_\_\_\_ (10) 信号符字 \_\_\_\_\_  
 (11) 船舶番号 \_\_\_\_\_ (12) 船籍港 \_\_\_\_\_
- B (13) 船の長さ \_\_\_\_\_ (14) 船の幅 \_\_\_\_\_ (15) 船の深さ \_\_\_\_\_  
 (16) 甲板層の数 \_\_\_\_\_ (17) 総トン数 \_\_\_\_\_ (18) 純トン数 \_\_\_\_\_  
 (19) 重量トン数 \_\_\_\_\_ (20) 航海速力 \_\_\_\_\_ (21) 最高速力 \_\_\_\_\_  
 (22) 満載きつ水 \_\_\_\_\_ (23) 軽きつ水 \_\_\_\_\_ (24) 進水年月 \_\_\_\_\_  
 (25) しゆん工年月 \_\_\_\_\_ (26) 建造場所 \_\_\_\_\_ (27) 造船所名 \_\_\_\_\_  
 (28) 乗組員定員 \_\_\_\_\_
- C (29) 旅客定員 一等 \_\_\_\_\_ 名 二等 \_\_\_\_\_ 名 三等 \_\_\_\_\_ 名  
 (30) 容積トン数(ばら) \_\_\_\_\_ (31) 容積トン数(包装) \_\_\_\_\_  
 (32) 貨物用冷蔵庫の容積 \_\_\_\_\_ (33) カーゴ、ディーブ、タンクの数及び容積 \_\_\_\_\_  
 (34) 貨物油用タンクの容積(タンカーの場合) \_\_\_\_\_  
 (35) ハッチの数及び大きさ \_\_\_\_\_ (36) 軽排水トン数 \_\_\_\_\_  
 (37) デリツク、ブームの数及び力量 \_\_\_\_\_ (38) ウインチの種類 \_\_\_\_\_  
 (39) 貨物油用ポンプの数及び力量(タンカーの場合) \_\_\_\_\_  
 (40) 二種以上の液体貨物を輸送する設備の有無(タンカーの場合) \_\_\_\_\_
- D (41) 機関の種類及び型式 \_\_\_\_\_ (42) 機関の製作者 \_\_\_\_\_  
 (43) ボイラーの種類及び型式 \_\_\_\_\_ (44) 軸馬力 \_\_\_\_\_ (45) 推進器の数 \_\_\_\_\_  
 (46) 燃料の種類 \_\_\_\_\_ (47) 燃料庫の容積 \_\_\_\_\_  
 (48) 燃料消費量(一日当り) 航海中 \_\_\_\_\_ てい泊中 \_\_\_\_\_  
 (49) 養かん水容量 \_\_\_\_\_ (50) 蒸化器の数及び蒸化能力(一日当り) \_\_\_\_\_  
 (51) 燃料による航続距離 \_\_\_\_\_ (52) 養かん水による航続時間 \_\_\_\_\_  
 (53) 送信機の数及び型式 \_\_\_\_\_ (54) 受信機の数及び型式 \_\_\_\_\_
- E (55) その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細 \_\_\_\_\_  
 (56) 外国で建造された船舶であるときはその取得方法 \_\_\_\_\_  
 (57) 最後の改造年月及び改造要目 \_\_\_\_\_  
 (58) 船舶の現状 \_\_\_\_\_

上記の通り船舶運輸管理令第 条第 項の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称)

印

運輸大臣

殿